

平成 29 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 7 月 25 日（火） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分

2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画の訂正について

議第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 20 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 21 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議第 23 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

議第 24 号 農地利用集積円滑化事業規定の一部変更の承認申請について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 齋藤 誠喜 | 2 | 鈴木 寿一 | 3 | 渡会 健 | 4 | 鈴木 一弥 |
| 5 | 高橋 正樹 | 6 | 川俣 義昭 | | | 8 | 菅原 寛志 |
| 9 | 今野 一彦 | 10 | 伊原ひとみ | 11 | 榊原 一男 | 12 | 土門健太郎 |
| 13 | 荒生あや子 | 14 | 菅原 善悦 | 15 | 佐藤 重一 | 16 | 佐藤 充 |

5. 欠席委員 (1 名)

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|----|----|----|----|----|
| 7 | 菅原 幸男 | | | | | | |

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

| 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
|----|-------|----|----|-----|------|----|----|
| 遊佐 | 大谷 進一 | | | 南西部 | 今井 彰 | | |

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

| 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|----|----|----|
| 蔵岡 | 池田 龍介 | 北部 | 高橋 正人 | | | | |

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

| | |
|-------------|---|
| 事務局長 | <p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 7 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 13 番荒生あや子委員 | <p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は池田推進委員、高橋推進委員が欠席、2 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>本日は、農地パトロールがあるため、1 時間早い開催となりましたが、宜しく申し上げます。</p> <p>6 月の総会で大雨被害の話をしてしまいましたが、7 月に入っても被害は続きました。現在も立て直しに頑張っています。3 日前には、秋田県大仙市を中心に河川氾濫、土砂災害等の甚大な被害が発生しました。いまだに、家、田んぼの水が引かない状態です。さらに、新潟県佐渡市でも同じ被害があり、ここ一か月で各地に相当な被害がありました。一日も早い復興を願っております。遊佐町では、月光川の水位が上がり、線路下の道路が水没しました。まだ、雨が続きそうなので気をつけなければなりません。早く梅雨が明けることを祈るばかりです。</p> <p>さて、農地転用の規制を緩和する動きが進んでいるようです。農村地域工業等導入促進法「農村産業法」が、通常国会で成立したそうです。中身は雇用増加や観光、商業を目的とした企業進出の計画だそうです。必ずしも成功するとは限りません。その後が心配です。少しずつ農家のあり方が変わってきているように感じます。</p> <p>本日は、7 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議くださいますようお願いしまして、挨拶といたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、会長からもお話がありました、大雨の被害が現在報告されているものだけお話させていただきます。土曜日の夕方から江地排水機場はフル稼働ということで日曜日の午後 2 時頃まで水位が高いという事で報告を受けました。今のところ、畑、田で冠水があったというのは、箕輪の鮭孵化場の前の牛渡川の氾濫、孵化場の畳の上まで床上浸水したようです。周辺の転作田の大豆なども水没したとのこと。もう一か所は上藤崎の塩出尻の一部の圃場が冠水したとの報告を受けております。現在も調査中ですのでこれから出てくる場合もあると思います。</p> <p>それでは、会議の議長は、遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い</p> |

| | |
|------|---|
| | いします。 |
| 議長 | <p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では、2 番鈴木寿一委員、4 番鈴木一弥委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局長 | (報告事項、朗読説明) |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 7 計 2 筆、3,527 m²</p> <p>解約の事由は同一世帯の議第 20 号番号 1 の譲受人に利用権設定を行うためです。議第 20 号において使用貸借権について申請があります。</p> <p>譲受人が経営移譲年金を受給するための、経営移譲にかかる申請です。</p> <p>続きまして、</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 22 計 1 筆、1,859 m²</p> <p>番号 23 計 1 筆、381 m²</p> <p>番号 24 計 10 筆、24,016 m²</p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、</p> <p>報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について</p> <p>番号 6 計 1 筆、1,933 m²の内 848 m²</p> <p>番号 7 計 2 筆、1,200 m²</p> <p>変更前は 10a 当り 5,000 円でしたが、これを 10a あたり 20,000 円に変更します。</p> <p>この件については、先月の 6 月総会で説明させていただいた議第 15 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請についてに関連するものです。先月総会で、賃借人の賃借権を解約し、新規就農者へ議第 15 号で賃借権を設定しました。今回賃借料変更通知があった番号 6、7 の土地が「～の内」と記載されている理由は、残りの部分については新規就農者へ賃借権が設定されているためです。</p> <p>一部にハウスがあり、ハウス部分についてのみ賃借人に賃借権を残した</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ままとし、残りは新規就農者に賃借権を設定しております。今回の賃借料変更は、このハウス部分についての賃借料変更です。</p> <p>10a あたり 5,000 円から、20,000 円への変更となっております。</p> <p>続きまして、</p> <p>報告事項 4. 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について</p> <p>平成 28 年度第 13 回総会議第 75 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (2) 利用権設定についての訂正となります。</p> <p>訂正箇所は、「(10a 当たり) 賃借料 (円)」の欄で、訂正前はすべて 13,000 円としておりましたが、訂正後は 15 筆の内 5 筆について、10,000 円に訂正しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局長 | <p>(議案書、朗読説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号 18-1、18-2、22-1、22-2、23-1、23-2 は農地中間管理機構を通した契約となっております。</p> <p>それでは個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 18-1、18-2 計 2 筆 406 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 19 計 4 筆 4,873 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 20 計 3 筆 6,105 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 21 計 6 筆 3,436.77 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>番号 22-1、22-2 計 2 筆 2,630 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 23-1、23-2 計 1 筆、27 m²、 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 24 計 3 筆 413.05 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 25 計 3 筆 3,244 m² 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号 26 計 2 筆 2,404 m² 解約の事由は、自作のためです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>最初に番号 25 の案件につきまして審議いたします。</p> <p>番号 25 の件につきましては、鈴木寿一委員に関する案件ですので、鈴木委員は一時退席をお願いいたします。 (2 番鈴木寿一委員が一時退席)</p> <p>番号 25 の案件につきまして、ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>番号 25 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号 25 につきましては、原案のとおり受理することに決定いたします。 (2 番鈴木寿一委員、着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました番号 25 以外の案件につきまして審議いたします。ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり受理することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 20 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | <p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 1 計 2 筆、3,527 m² 期間は 10 年、許可を受けようとする土地は借人の父が使用貸借の借人に設定されていましたが、報告事項 1 番号 7 の譲受人が農業者年金を受給</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>するため、今回娘を借人に設定しようとするものです。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 20 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 20 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 21 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | <p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 4 頁から、補足説明資料は 1 頁からご覧ください。</p> <p>番号 2 計 3 筆、1,665 m²です。</p> <p>申請理由は、事業拡大のための倉庫の新築、駐車場、通路用地として利用するためです。</p> <p>申請地は、十里塚集落の北部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外となっております。</p> <p>おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されます。既存の施設の機能の拡充のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するものであり、必要な資金も確認し現実性があり、計画面積も倉庫、駐車場、通路のスペースの配置から適当であり、周辺に土地改良施設もないため許可相当と考えます。</p> <p>なお、19 日に齋藤部会長、今野副部会長、今井推進委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは 1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 1 番齋藤誠喜委員 | <p>19 日に現地調査を行ないました。位置図にもありますように十里塚集落の北側に位置し、字限図を見てもわかるように同一名義人で隣接している 3 筆になっていました。5 頁の現地調査写真の上段の写真を見ていただくと石垣になっており、右側がコンクリートになっているのかわかると思いますが、譲受人の会社の敷地になっているようでした。昨年までは耕作していたようですが、現在は草に覆われている様な状況でした。先ほど事務局からの説明にもありましたが、倉庫、駐車場、通路として使用するため整備し事業拡大をしたいとの事でした。私たちから見たら現在の敷地もか</p> |

| | |
|------------|--|
| | なり広いように見えたのですが、大型トレーラーなどを駐車するには足りないという事とでした。現地調査の際、社長にお話を聞くことができたのですが、駐車場を他に借りており大変不便だそうです。この機会にまとめたいということで、今回の申請になったようです。周辺に悪影響を与えることも無いようですし、基準にも該当しているようでしたので許可相当と判断してきました。 |
| 議長 | それでは次に 9 番今野副部長より現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する) |
| 9 番今野一彦委員 | 私も部長と同じ意見です。特に問題は無いと見て来ました。 |
| 議長 | 今井推進委員よりお願いします。 (今井彰推進員が挙手し、議長が指名する) |
| 今井彰推進委員 | 私も同じ意見で、許可相当と見て来ました。 |
| 議長 | それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する) |
| 8 番菅原寛志委員 | 以前から地目の変更についてはいろいろ確認があったと思うのですが、この件についても地目が変更になるということでよろしいですか。 |
| 議長 | 事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) |
| 事務局 | ご説明いたします。県知事の許可がございましたら駐車場、倉庫を建築し、完了後に法務局に出向いていただき地目変更登記をしていただきます。 |
| 8 番菅原寛志委員 | いまだに馴染めないところがありまして、所有権移転というのは畑という名目で譲渡人から譲受人へ動いて、転用事由ということで車庫、駐車場になるようですが、畑で所有権移転しているわけなので何か納得できない感じがするのですが。 |
| 事務局 | 農地法第 5 条の農地転用許可申請というのは、A さんから B さんに所有権を移転して、合わせて転用の許可申請ですので農地だったものを農地以外のもにに変更するという二つの許可が出ることとなります。段階的に申しますと、倉庫や住宅を建てるなり、駐車場の整備をしなければならないので、初めに許可書を持って法務局で名義変更をし、整備が終了しましたら法務局に許可書を持っていき、農地以外に地目変更します。法務局の方では、現地に赴いて現地調査を行ない登記簿の変更をおこない完了となります。 |
| 議長 | 他に何かありませんか。 (14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する) |
| 14 番菅原善悦委員 | 申請箇所ですが、ちょうど会社の裏側には位置しているのですが、周辺に民家などあるわけですが、周辺の住人の同意書まではいらないと思うのですが、何か声掛けなどはしているのですか。 |
| 議長 | 事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) |

| | |
|------------|--|
| 事務局 | 農地転用の際に、隣接している住宅に住んでいる方の同意というのは必要事項ではないので、書類の提出義務はありませんので、そこまでお話ししているかはこちらでは確認しておりません。 |
| 事務局長 | 実は、何年も前から申請地をトラックの旋回や駐車場などにできなかつたという事で役場に相談にも見えられておりました。補足説明資料の地図を見ていただきたいのですが、申請地の北側に申請箇所のような土地を求めようと周辺住人の方にも交渉して承諾も得たのですが、細い保安林帯があり、保安林解除を県の方に水産林業係でも再三お話ししたのですが、保安林解除はできないということで、そこで話が止まってしまった状況でした。社長も周辺の方々へいろいろコンタクトをとってお話をしておりましたので、周辺の方々は今までの経緯は十分わかっていると思います。 |
| 14 番菅原善悦委員 | 状況はわかりました。 もう一ついいですか、申請地に隣接している土地が 3 筆ありますが、この 3 筆は農地ですか。 |
| 事務局 | 山林ですので、農地外となります。 |
| 議長 | 他に何かありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 21 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 21 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、許可相当の意見を附して、知事に進達することに決定いたします。 次に、議第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する) |
| 事務局長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | 事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する) |
| 事務局 | それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 9 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転が 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 1 件、再設定が 13 件の計 14 件となっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別にご説明いたします。 |

(1) 所有権移転

番号 3 計 1 筆、2,499 m²

10a あたり 600,000 円、総額 149 万 9400 円で売買による所有権移転です。こちらは、現在も相対で譲受人が耕作している田で、譲渡人の希望による、売買での所有権移転です。

この案件については渡会委員より現地調査を行っていただきましたので、後程報告をお願いします。

(2) 利用権設定

番号 29 計 1 筆、1,891 m²、

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 6,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 30 計 1 筆、2,351 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 31 計 1 筆、2,021 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 32 計 1 筆、5,263 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 33 計 2 筆、8,759 m²

期間は 1 年 8 ヶ月、単価は 10 a あたり 24,000 円で同一人と再設定です。

番号 34 計 1 筆、836 m²

期間は 10 年、米 60 kg による物納で同一人と再設定です。

番号 35 計 1 筆、1,969 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 36-1、36-2

こちらは農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。

計 6 筆、1,959 m²

期間は 10 年、単価は田が 10 a あたり 17,000 円、畑が 10 a あたり 2,000 円で、新規に設定です。

番号 37 計 1 筆、2,940 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。

番号 38 計 3 筆、6,679 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 39 計 4 筆、7,012 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。

番号 40-1、40-2

こちらは農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。

計 5 筆、9,185 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 41 計 2 筆、2,881 m²

| | |
|------------|---|
| | <p>期間は 5 年、米 300 kg の物納で同一人と再設定です。</p> <p>番号 42 計 2 筆、9,233 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、(1)所有権移転の番号 3 につきまして、3 番渡会健委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(3 番渡会健委員が举手し、議長が指名する)</p> |
| 3 番渡会健委員 | <p>7 月 9 日に現地に行って来ました。本年度も稲を耕作しておりました。現地調査後に譲受人にお会いしてお話を聞いてきました。先ほど、事務局の説明にもありましたように譲渡人より願われ売買に至ったということのようでした。売買に関して何ら問題無いと見聞きして参りましたので問題無いということで進めても大丈夫だと思います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が举手し、議長が指名する)</p> |
| 15 番佐藤重一委員 | <p>7 月 19 日に、202 会議室で 6 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。</p> <p>(委員全員举手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 23 号遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が举手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局長 | <p>(議案書、朗読説明)</p> |
| 議長 | <p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が举手し、議長が指名する)</p> |

| | |
|------------|---|
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。審査基準書は 12 頁から、補足説明資料は 19 頁からご覧ください。</p> <p>議案書の 21 頁の下段に、意見依頼書を掲載しております。</p> <p>番号 3 の農用地区域より除外しようとする土地は、田、397 m²です。</p> <p>変更理由は住宅・付属物置の建築、駐車場整備のためです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは 1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 1 番齋藤誠喜委員 | <p>19 日に現地調査をおこなってきました。現地調査写真を見てもわかるようにビニールハウスが建っていますが、地目は田のようです。申請地はハウス団地のようになっている状況で、写真にもあるようにハウス 1 棟分を分筆し、農振除外するようです。申請地の周辺は住宅になっていまして問題となるようなことはありませんでしたので農振除外してもよろしいのではないかと見てまいりました。</p> |
| 議長 | <p>それでは、次に 9 番今野副部会長よりお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 9 番今野一彦委員 | <p>私も部会長の説明のとおり、除外しても何ら問題無いと見て来ました。</p> |
| 議長 | <p>15 番佐藤部会員より現地調査の報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 15 番佐藤重一委員 | <p>私も部会長、副部会長と同じ意見であります。</p> |
| 議長 | <p>大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 大谷進一推進委員 | <p>私も部会長の説明のとおりで何ら問題無いと思います。</p> |
| 議長 | <p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 23 号遊佐農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 23 号遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 24 号農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の承認申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局係長 | (議案書、朗読説明) |
| 議長 | <p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。補足説明資料は 28 頁をご覧ください。</p> <p>農地利用集積円滑化事業とは、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設された 3 つの事業のことで、ひとつが、農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う「農地所有者代理事業」と、二つ目が、農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う「農地売買等事業」、これが総会によく上程される、いわゆる農協とおしというものです。三つ目が、農地売買等事業により一時的に保有する農地等を活用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う「研修等事業」であります。</p> <p>この農地利用集積円滑化事業を行う実施主体を農地利用集積円滑化団体といますが、この団体になることができるのは、市町村、市町村公社、農協、土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等です。</p> <p>この農地利用集積円滑化団体になるためには、市町村農業経営基盤強化促進基本構想に農地利用集積円滑化事業について記載し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該市町村が実施主体の場合は農地利用集積円滑化事業規程を定めること。 2. 当該市町村以外が実施主体の場合は農地利用集積円滑化事業規程を定めて市町村の承認を受けること。 <p>が必要です。</p> <p>庄内みどり農協は、規程を策定して、平成 22 年に遊佐町の承認を受けておりましたが、平成 28 年の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行による農業委員会等に関する法律の一部改正を受けた農業委員会制度の見直しに伴い、農地利用集積円滑化事業規程を変更しなければならず、町に変更申請を提出したところです。</p> <p>町は承認するにあたり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 5 の 3 の(7)の③の規定に基づき、農業委員会の決定を経なければなら</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>ないため、今回、町から依頼を受け、変更を承認することが妥当かどうかご審議いただきたいと思います。</p> <p>一部変更の内容といたしましては、現行、「県農業会議」という部分を、「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「県農業委員会ネットワーク機構」という。）」に変更するというものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 24 号農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第 24 号農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の承認申請について、承認相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（委員、事務局共になし）</p> <p>無いようですので、これで7月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> |